
令和7年 第5回(定例)うきは市議会会議録(第4日)

令和7年12月10日(水曜日)

議事日程(第4号)

令和7年12月10日 午前9時00分開議

日程第1 議案質疑

日程第2 議案の委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第1 議案質疑

日程第2 議案の委員会付託

出席議員(13名)

2番 高木亜希子君	3番 高松 幸茂君
4番 樋口 隆三君	5番 組坂 公明君
6番 佐藤 裕宣君	7番 野鶴 修君
8番 竹永 茂美君	9番 岩淵 和明君
10番 中野 義信君	11番 佐藤 湛陽君
12番 伊藤 善康君	13番 熊懷 和明君
14番 江藤 芳光君	

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

局 長 岡村 順子君	記録係長 上村 貴志君
記録係 中寫二佐予君	

説明のため出席した者の職氏名

市長 権藤 英樹君 副市長 吉村 祥一君

教育長	樋口 則之君	市長公室長	石井 太君
総務課長	浦 聖子君	監査委員事務局長	木下 英樹君
会計管理者	佐藤史津子君	市民協働推進課長	高山 靖生君
財政課長	高瀬 将嗣君	企画政策課長	手島 直樹君
税務課長	大石 恵二君		
市民生活課長兼人権・同和对策室長兼男女共同参画推進室長			山崎 穰君
保健課長	末次ヒトミ君	福祉事務所長	宮崎 公子君
建設課長	雨郡 智也君	都市整備課長	辻 宏和君
水環境課長	瀧内 宏治君		
うきはブランド推進課長			柳原由美子君
農林振興課長兼農業委員会事務局長			森山 益資君
学校教育課長	江藤 良隆君	生涯学習課長	佐藤 重信君
自動車学校長	松竹 信彦君	こども支援係第一係長	蔵満 奈月君

午前9時00分開議

○事務局長（岡村 順子君） 起立、礼。着席。

○議長（江藤 芳光君） 改めましておはようございます。

これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元のタブレットに掲載のとおりでございます。

議事に入ります前に、ここで3番、高松議員より発言の取消しの申出がっておりますので、これを許可します。3番、高松議員。

○議員（3番 高松 幸茂君） 3番、高松です。昨日の私の一般質問の中で不適切な部分があり、御指摘をいただきました。内容は、お手元に配付している紙の資料のとおりです。この部分の取消しと削除をお願いいたします。関係の皆様におわび申し上げます。大変申し訳ありませんでした。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 今発言があったとおりで、お手元のほうにその内容については配付をいたしております。

そこで、会議規則に基づきましてお諮りをいたしたいと思っております。高松議員の申出のとおり、発言取消しを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） それでは、御異議なしと認めます。したがって、高松議員の発言の取消しを許可することに決しました。

以上です。

それでは、議事に入ります。

日程第1. 議案質疑

○議長（江藤 芳光君） 日程第1、議案質疑を行います。

初めに、議案第90号うきは市総合交流ターミナルの指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明を求めます。うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（柳原由美子君） おはようございます。うきはブランド推進課の柳原です。

11ページをお願いいたします。

議案第90号うきは市総合交流ターミナルの指定管理者の指定について。

下記のとおり、地方自治法第244条の2第3項の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。令和7年12月5日提出。うきは市長権藤英樹。

- 1、指定管理者に管理を行わせる施設、うきは市総合交流ターミナル。
- 2、指定管理者に指定する者、うきは市浮羽町山北729番地2、うきはの里株式会社。
- 3、指定する期間、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

指定管理者の選定につきましては、うきは市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第5条の規定による公募によらない候補者の選定によります。

この施設は、市の地域活性化と産業の振興を図るため、市の文化・観光情報及びイベント情報等の発信拠点施設として、都市と農山村との交流を図ることを目的に設置をしております。

9月議会におきまして、うきはの里株式会社の経営状況、事業の取組について御報告をしておりますが、施設の性格、規模等を考慮し、うきはの里株式会社が最も効果的な施設管理運営を行うことができると考えております。

また、うきはの里株式会社は、施設の開設当初からの指定管理者でございます。この実績もございまして、引き続き指定管理者として議会の議決を求めるものでございます。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。今日の議事については付託案件として予定がされておりますので、それぞれの委員会の所管外の委員会の質疑にとどめたいと思いますので、御理解いただきたいと思っております。

それでは、質疑はございませんか。竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 1点のみお尋ねいたします。

今説明がありましたように、過去の実績もあり、一定の方向性も持っておられると思いますけど、なぜ公募にされないか、その理由をお尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 柳原課長。

○うきはブランド推進課長（柳原由美子君） 公募によらない候補者の選定の規定というのが、先ほど申しましたうきは市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第5条の第1項に規定をされております。

内容としましては、施設の性格、規模等を考慮し、設置目的に沿った管理運営を行うため、または地域の活力等を管理運営に生かすことが必要と判断する場合は、公募によらず指定管理者の候補者を選定することができるという規定でございます。

うきはの里株式会社の実績、経営状況を踏まえまして、設置目的に沿った効果的な管理運営ができるものと判断して、公募によらない候補者の選定を行ったものでございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第91号うきは市総合福祉センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（宮崎 公子君） おはようございます。福祉事務所、宮崎でございます。

まず、議案書12ページをお願いいたします。

議案第91号うきは市総合福祉センターの指定管理者の指定について。

下記のとおり地方自治法第244条の2第3項の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。令和7年12月5日提出。うきは市長権藤英樹。

1、指定管理者に管理を行わせる施設、総合福祉センター。

2、指定管理者に指定する者、うきは市吉井町347番地、社会福祉法人うきは市社会福祉協議会。

3、指定する期間、令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。

指定管理者として選定した理由としまして、うきは市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定による公募によらない候補者の選定によります。

当施設は、市民の生活全般にわたる福祉の向上並びに啓発を図ることを目的として設置しております。総合福祉センター1階にはうきは市社会福祉協議会の事務所があり、センターで行われている相談等の福祉事業の多くが、同法人が主体となり実施されております。

また、うきは市社会福祉協議会は平成19年10月から現在まで総合福祉センターの指定管理者の実績もあり、施設の性格、規模等を考慮しましても、うきは市社会福祉協議会が最も効果的な管理運営を行うことができると考えます。このため、うきは市社会福祉協議会を指定管理者候補として、議会の議決を求めるものでございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第92号うきは市ゆうゆうセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明を求めます。宮崎福祉事務所長。

○福祉事務所長（宮崎 公子君） 引き続きお願いいたします。

まず、議案書13ページをお願いいたします。

議案第92号うきは市ゆうゆうセンターの指定管理者の指定について。

下記のとおり地方自治法第244条の2第3項の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。令和7年12月5日提出。うきは市長権藤英樹。

1、指定管理者に管理を行わせる施設、うきは市ゆうゆうセンター。

2、指定管理者に指定する者、アメニティグループ、代表企業、熊本県熊本市中央区京町2丁目14番33号、株式会社サンアメニティ九州、構成企業、東京都北区王子3丁目19番7号、株式会社サンアメニティ。

3、指定する期間、令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。

指定管理者として選定した理由としまして、うきは市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定による公募によらない候補者の選定によります。

当施設は、市民の健康増進と福祉の向上を目的とし、温泉施設のふれあい荘、いきがいセンター、ゲートボール場の施設がございました。

当施設においては、指定する期間を1年間とし、運営方針を見直すこととするため、施設の状況を熟知し、平成27年から現在まで指定管理者の実績もあるサンアメニティ九州が最も効果的な管理運営を行うことができると考えております。このため、サンアメニティ九州を指定管理者

候補として、議会の議決を求めるものでございます。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 期間のほうは1年間ということで、その理由が運営方針の見直しを行うと。具体的にどういった内容なのか教えていただきたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 宮崎福祉事務所長。

○福祉事務所長（宮崎 公子君） 運営方針の見直しということでございますが、あらゆる方面での見直しを考えているところでございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 具体的な内容がなくて申し訳ないんですが、まさにこれからその具体的な内容を1年かけて様々協議させていただきたいというところで1年間に区切らせていただいているところでございます。また協議の内容等で御報告すべきことがありましたら、議会のほうに都度御報告をさせていただきたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございませんか。9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） 今のお話を聞きながら思ったんですけど、廃止を考えているということが含まれているのかどうか、そこだけ確認したいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 福祉事務所長が申し上げたように様々な可能性をとということで検討させていただきたいというふうに思っておりますので、存続、また、廃止、様々なことを検討させていただきたいというふうに、存続の中でも、現状どおりの存続なのか、それとも違うような形で存続するのか、様々なことが考えられると思いますので、当然利用の状況であるとか現状について、あと、御承知のとおり、もうかなり古い施設になっておりますので、今年度だけでも議会の皆様に補正等で何度となく、この数年間も少しまとまった金額で配管を工事したりとか、ボイラーがどうだとかいうようなことで、予算の執行の中でもちょこちょこ故障がありまして、御承知のとおり、閉まっているときはどこかが壊れているときだというような状態が続いておりますので、そういったところも全て含めて、この1年をかけて在り方について考えてまいりたいと思っております。

○議長（江藤 芳光君） ほかにございますか。12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） 最近の利用者数が分かりましたらお願いします。

○議長（江藤 芳光君） 宮崎福祉事務所長。

○福祉事務所長（宮崎 公子君） 利用者数、延べ数でございますが、まず温泉施設のふれあい荘が昨年の延べで8,872名、あと、いきがいセンター、碁とかの施設になります。そちらが1,857名、ゲートボール場に関してが3,487名という状況でございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第93号うきは市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（宮崎 公子君） 宮崎でございます。よろしく願いいたします。

まず、議案書の14ページをお願いいたします。

議案第93号うきは市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。令和7年12月5日。うきは市長権藤英樹。

15ページをお願いいたします。

この条例の制定の理由につきましては、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、保育所等に通っていない満3歳未満の子供を対象に、月一定時間までの利用枠の中で、保護者の就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付として乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度が創設されました。これに伴い児童福祉法の一部が改正され、乳児等通園支援事業の設備及び運営について、内閣府令で定める基準に従い、または参酌して、各地方公共団体の条例で基準を定める必要があるため、本条例を制定するものであります。

この条例を定めることにより、国、都道府県及び市町村以外の者は市町村長の認可を得て当該事業を行うことができるとされており、認可の申請があったときは、本条例で定める基準に適合するかどうかを審査するものとなります。

条例構成につきましては目次に記載のとおりでございます。第1章、総則で第1条から第19条まで、第2章の乳児等通園支援事業で第20条から第26条まで、第3章の雑則が第27条から第28条までとなっております。おおむね国の基準に沿った条文となっております。

主な内容を説明いたします。

第1章、総則でございます。

第1条に、先ほど申しました趣旨。

16ページをお願いします。16ページの第7条では、安全計画を策定し、必要な措置を講じ

なければならないと定めております。

17ページになりますが、第9条、第10条、第11条では職員の条件や基準を定めております。

18ページの第13条は、虐待等の防止について、第14条は、当該事業者は衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講じる旨を定めたものになります。

19ページをお願いいたします。

第2章、乳児等通園支援事業でございます。

第20条に、乳児等通園支援事業の区分を一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする旨を定めております。

同条の第3項のとおり、余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園、または家庭的保育事業等を行う事業所において、当該施設の利用定員を超えない範囲で運営する事業となります。

また、利用定員とは別に、定員を設定して実施するものが一般型乳児等通園支援事業となり、この2つに区分されるものです。

20ページからは、一般型乳児等通園支援事業についてで、第21条では設備の基準を、22ページ、第22条は職員の人員配置基準について定めております。乳児はおおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児はおおむね6人につき1人以上とし、これについては一般型一時預かり事業と同様の基準となっております。

23ページからは、余裕活用型乳児等通園支援事業についてで、第25条で設備や職員の基準を定めており、事業を行う各施設、または事業の区分の基準となるよう定めております。

内容の説明は以上です。

24ページをお願いいたします。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。5番、組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 設備のほうの基準ということで、今回、こども誰でも通園制度ですかね、全ての子供たちが育つのを支援すると。それから、子育て家庭の支援ですね、これが主な目的だろうと思っておりますけど、全協の折に、134名、対象児がいると。

うきは市の今回の全協での説明の方針は、余裕活用型でいくと。これが集中的に申請があった場合、施設のほうは耐え得るのか。今後、全ての子供たちが申請があったときには、それを受け入れるような方向に持っていくのか。そういったところをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 宮崎福祉事務所長。

○福祉事務所長（宮崎 公子君） 御質問の件でございますが、集中的に申請があった場合に大丈夫かということでございます。

現在まだ認可が出ていないので予定でございますけれども、5園のところでは余裕活用型で開始を予定しておるところでございます。その中でも、各園、想定としてはゼロ歳、1歳、2歳、それぞれのクラスの1名の余裕があると想定しまして、その余裕のところと、開始時間数、それから、月の日数を計算したところでございますが、計算上でありますけれども、1人が月10時間の御利用というふうになりますので、計算上ではございますが、300人程度は受け入れができるというような想定をしているところではございます。

そうは言っても、なかなか曜日だとか、時間数だとか、そういった園に集中したりだとか、そういったことも考えられることではあると思っておりますけれども、御利用のニーズがあればできる限りお子様方を受け入れるような方向性では予定しているところでございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） ありがとうございます。今回、国のほうからいきなりの法改正で、来年度からやれという、えらい無理な中でやられているのは十分承知しております。

私が聞きたいのは、多分余裕活用型からじゃないと分からないと思っておりますけど、今、所長がおっしゃったとおり、実績を見ながらという形になろうとは思っておりますけど、将来的に——この条例のあれがすごいんです。全ての子供の通園制度やから、そういったときに今のうちの施設だけで足りるのかと。今回の計画が、公立が4園ですね。それと遊林愛児園やったですかね。そうしたときに、面積やらもあると思っておりますよ、人と一緒にですね。そうすると建物を拡張せないかんかもしれんやらという、将来動くのかどうかを、そういったニーズがあれば動くのかどうか、そういった拡張やらも検討して全ての子供たちのニーズに、育てる方向に持っていくのかという大きな方針をお伺いしたいと思っておりますので質問させてもらったところでございます。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 組坂議員の質問の趣旨は十分理解ができました。

議員がおっしゃっていただいたように、このこども誰でも通園制度が、おっしゃっていただいたとおりで、急な国の方針で、急いで来年4月からやれるような形をつくっていく中で、ただ、福祉事務所長が答弁したように、見込みで我々が持ち合わせる数値の中で、余裕活用型で公立4園と遊林愛児園さんとで賄えるだろうというところでスタートさせていただきたいということでございまして、議員がおっしゃられる今後についてですが、今回、一般質問で高木議員から御質問があった部分かと思いますが、公共施設等の総合管理計画を令和9年度からやれるような形で、

令和8年度、来年度にしっかり準備をしていきたいというところの中には、当然保育所のありようについてもしっかりと検討していくふうに考えているところです。

その中では当然、公立から民間ということへの国、県の方針にしっかり従って行っていくことが肝要だと思っておりますので、そういった中で建て替わるようなタイミングのときにしっかりこのような新たな制度とかに対応できるような、とにかく現状は、組坂議員も御承知のとおり、公立の保育所はどこも老朽化をしていて、もともとが古い基準にのっとなって造られておりますので大変手狭になっているというところでもありますので、そういったところもしっかり勘案をしながら、議員が御心配されているような、例えば、見込みを大幅に上回るような、上振れするようなどということがあれば、今あるリソースを使って、例えばですけれども、今、山春保育所は休園したままになっていますので、そういった施設、遊休施設等々も活用しながら、とにかく議員が御懸念されているような市民サービスの低下だとか、保護者の皆さんに御不安を与えるようなことがないような形で進めてまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第94号うきは市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。宮崎福祉事務所長。

○福祉事務所長（宮崎 公子君） 引き続きよろしくお願ひいたします。

まず、議案書25ページをお願いいたします。

議案第94号うきは市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。令和7年12月5日。うきは市長権藤英樹。

26ページをお願いいたします。

この条例の制定の理由につきましては、先ほど説明いたしましたことも誰でも通園制度が創設されるに当たり、乳児等通園支援事業者は、児童福祉法に基づく認可基準を満たすことを前提としながら、子ども・子育て支援法に基づく運営に関する基準を満たすことが求められます。

この運営に関する基準を満たしていることの確認は、地方自治体が、国が定める基準に従い、または参酌して定める基準により行うこととされており、本条例で定めるものでございます。

条例の構成につきましては、目次に記載のとおり、第1章の総則で第1条から第2条まで、第2章の特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準についてで第3条から第32条まで、第3章の雑則が第33条となっており、おおむね国の基準に沿った条文となっております。

主な内容を説明いたします。

第1章、総則でございます。

第1条に先ほど申しました趣旨、一般原則を定めております。

27ページをお願いいたします。

第2章、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準になります。

第3条に利用定員について定めております。

第2節では、運営に関する基準を定めており、第4条は、利用申込みを受けた後に保護者や子供の養育環境などを把握するために面談をすることと定めております。

28ページをお願いいたします。

第9条では、支援の提供に当たっては、子供、または保護者の心身の状況を把握すること。

第10条では、継続的な保育へ円滑に移行ができるよう連携することを定めております。

29ページをお願いします。

第11条では、支援を提供した際は日時や内容等を記録すること。

30ページをお願いいたします。

下のほうの第16条では、子供及び保護者からの相談に適切に応じ、必要な助言や援助を行うことを定めております。

31ページをお願いいたします。

第17条では緊急時等の対応について、第19条では特定乳児等通園支援事業者は運営規程を定めることと定めております。

32ページをお願いいたします。

第24条では虐待等の禁止について、第25条では秘密保持等についてを定めております。

34ページをお願いいたします。

第30条では、事故発生時の防止及び発生時の対応を定めております。

35ページをお願いいたします。

第3章の雑則でございます。

第33条では電磁的記録等について、書面に代えて電子データでの作成、保存を行うことができるとされており、情報の提供や同意の取得には保護者の意向確認が必要と定めております。

内容の説明は以上です。

37ページをお願いいたします。

附則、この条例は、令和8年4月1日から施行する。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 今度は施設の運営のことで、まず伺いたいのが、現在の保育所関係で待機児童というんですかね、待機園児というんですかね、がいるのかどうか。

それから、今回の条例制定に伴って、先ほど言った公立4園、遊林愛児園の建物に対する空き定員、何人収容できるのか。併せたところで、今度は職員も加味せんといかんからですね、保育士やら。そういったところの現実の受入れ人数がどのくらい現状であるのかを伺いたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 宮崎福祉事務所長。

○福祉事務所長（宮崎 公子君） 保育所の待機児童がいるかということでございますが、現在待機の方が3名いらっしゃいます。

施設の空き定員というところでございますけれども、現状では公立に関しても空きはある状況ではございますけれども、ゼロ歳、1歳、2歳未満児に関しては現在受入れがいっぱいになっているということでございます。よろしいでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 受入れがいっぱいということは、今の職員さんから見ると、このこども誰でも通園制度を申し込んでも、それを見れる職員がいないということなのか、そのところが分からないんですけど。

○議長（江藤 芳光君） 宮崎福祉事務所長。

○福祉事務所長（宮崎 公子君） 今年度の今現在の状況としては受入れができない状況ではございますけれども、来年度から開始ということでございまして、現在受付をしている段階でございまして。令和6年から7年にかけて児童数が減っているという状況、それから、4月の時点では毎年待機児童はない状況でございますので、4月からは受入れは可能と考えております。

○議長（江藤 芳光君） 組坂議員、3回目。

○議員（5番 組坂 公明君） 3回目です。

なかなかこれはえらい難しい中でやっていかなんから大変だろうと思います。職員も加配で保育士の配置が必要になってくる、十分になってくるんじゃないかなろうかと思えますから、新しい制度でございまして、その中で来年度から動かないかんというので、えらい厳しい中やっていかなければならないと思いますので、よろしく願いしたいというか、スムーズにはなかなかできないとは思いますが、その中で最良の形をつくっていただければと。

あと心配しているのが、仮に職員さんもある程度補完して対応ができるようになったときに、申請者のほうが多かった場合、どげやって決めるとやろうかと。選定基準のごたるとがあるとか、申請順なのか、そういったのは優先基準というのを市は考えられているのか、今から考えるのか。

要は、どうしたっちゃ、誰でもなんですけど、ひとり親優先とか、何かそげな基準が出てくるものなのか、そこら辺は検討されているのか、伺いたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 宮崎福祉事務所長。

○福祉事務所長（宮崎 公子君） 申込みが多い場合の優先順位ということかと思えます。

あくまでも誰でも通園制度ということで、誰でも受け入れるということをお前提としたいとは考えておりますけれども、そのような場合については、やはり要保護の方だとか、そういったところの優先になるのかなとは考えておりますけれども、現在のところはまだ詳細のところは検討には至っておりませんが、そのようなことがあった場合のことはしっかりこれから検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第97号うきは市行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（浦 聖子君） おはようございます。総務課、浦でございます。よろしくお願いいたします。

議案書42ページを御覧ください。

議案第97号うきは市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。令和7年12月5日。うきは市長権藤英樹。

ここから、お配りしております新旧対照表で御説明させていただきたいと思えます。新旧対照表は6ページを御覧ください。

第1条につきましては、「課、室及び福祉事務所」の「福祉事務所」の文言を削り、「課及び室」に改めます。

次に、「総務課」の下に「デジタル推進室」を追加いたします。

「企画政策課（公共経営戦略室）」の下に「秘書室」を追加いたします。

「男女共同参画推進室」の下に「こどもみらい課」を追加いたします。

「福祉事務所」を「福祉課」に改めます。

「農林振興課」に「（山村振興推進室）」を追加いたします。

7ページを御覧ください。

「うきはブランド推進課（山村振興推進室）」を「商工観光振興課」に改めます。

第2条につきましては、第1条と同じく、「課、室及び福祉事務所」の「福祉事務所」の文言を削り、「課及び室」に改めます。

次に、事務分掌について、総務課の「(4)情報の処理及び推進に関すること。」を削ります。

デジタル推進室の事務分掌を、「(1)情報政策の総合的な推進に関すること。(2)情報の処理に関すること。」とします。

企画政策課(公共経営戦略室)の「(1)秘書に関すること。」から「(3)市長会に関すること。」までを削り、秘書室の事務分掌を「(1)秘書に関すること。(2)広報に関すること。」とします。

8ページに移ってください。

子どもみらい課の事務分掌を「(1)児童及び母子福祉に関すること。(2)子ども医療、ひとり親医療に関すること。(3)母子保健に関すること。」とします。

9ページを御覧ください。

福祉事務所の事務分掌から「(3)児童及び母子福祉に関すること。」を削り、新しくなった福祉課の事務分掌に「(3)重度障がい者医療に関すること。」を追加いたします。

農林振興課に「(山村振興推進室)」を追加し、事務分掌に「(6)山村振興に関すること。」を追加いたします。

10ページを御覧ください。

建設課の事務分掌に「(6)空家対策に関すること。」を追加いたします。

うきはブランド推進課(山村振興推進室)の事務分掌から「(2)山村振興に関すること。」を削り、「商工観光振興課」とします。

議案書46ページにお戻りください。

附則でございます。この条例は、令和8年4月1日から施行とさせていただきます。

説明は以上でございます。

○議長(江藤 芳光君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。8番、竹永議員。

○議員(8番 竹永 茂美君) 私の認識だと、町村から市になったときに福祉事務所を設けることができる、あるいは設けなければならないということでされてきたんではないかと思います。したがって、福祉事務所という名称の下に人員配置に関する地方交付税等の措置があったと思いますが、福祉事務所という名称をなくしても何ら影響がないという理解でよろしいでしょうか。

○議長(江藤 芳光君) 浦総務課長。

○総務課長(浦 聖子君) 福祉事務所がなくなってよいのかという御質問でございます。

福祉に関する事務所については、社会福祉法において市に設置の義務がございます。

また、福祉事務所の所掌事務としては、生活保護、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法の部分を処理することが規定されております。

今回の機構改革で、これらの事務が福祉課、それから、こどもみらい課、保健課に分かれてしまうことから、福祉事務所の名称を福祉課に変更するものでございます。

福祉事務所につきましては、福祉事務所設置条例というものが別にございます。

また、議決後には規則において福祉事務所の範囲というものを、これらの3課の部分を定めることとしたいと考えております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 変更しても地方交付税等の不利益は生じないという理解でよろしいでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 総務課長。

○総務課長（浦 聖子君） 変更は生じません。

○議長（江藤 芳光君） ほかございませんか。6番、佐藤議員。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） 6番、佐藤です。

まず、秘書室の設置の件でお伺いをしますが、頂いた資料の中に機能強化のためというふうに書いてあったんですけども、この機能強化というのは具体的に何を指すのかということと、あと、現状の秘書係ではどんな課題があるのか、それから、その課題は室を設置することによって解決をするのか、その3点についてお尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 榎藤市長。

○市長（榎藤 英樹君） ただいま秘書室について御質問をいただきました。

1点目の機能強化につきましては、これは課題の部分とも重複する回答になろうかと思いますが、現状、秘書広報係として秘書業務も担っていただいているところでございます。

その中で、現在、外のほうに出る際、他の会議でありますとか交渉事でありますとかそういったことに出る際に、前市長のときにはほぼ随員職員をつけていない状況にございましたが、私に替わりましてからは、所管等の職員、また、秘書係の職員を随員につけるといような形でこれまでの間行ってきているところでございます。

そうした中で、現状、これまでも総務課に人事秘書係として設置されていて、今は秘書広報係でございますが、基本的に秘書係の秘書業務というところが、いわゆる私や副市長のスケジュールの管理でありますとか事務的な秘書業務にとどまっていたところでございますが、そうした随

行業務等が発生するに当たりまして、今まで以上に様々な知見を有する、もしくは取扱い等が増えてきている現状でございます。

また、現状で秘書係以外の担当課の職員が随行する件もこれまでの間多々あったわけですが、そうした中でそれぞれの課のほうにお願いしながら随行をお願いしているところがございますが、そうした中で連絡、意思疎通等がうまく図れないとか、そういった事務的な部分もありますし、様々なところでの不具合等が生じている事案もございましたので、そういったことを総合的に勘案した中で、今後この秘書室につきましては、当然これまでの間の事務的な秘書業務も担っていただくわけですが、あわせてここの秘書室の秘書室長になろうかと思っておりますが、においては私ども、基本的には私になると思っておりますが、の随行関係は全て1本に集約をして秘書室長が随行するような形ですので、秘書室長については、私同様、全ての市長公室部局の業務に一定の精通をしていただく、そういった能力を求め、そういったことを目的といたしておりますし、当然そういう業務を担っていただくわけですので、今後、市政の中心となって活躍していただく人材を育成する意味でもそういったことが必要だというふうに考えて、今回この条例改正をお願いするところでございます。

また、近隣では久留米市さんなどがそういった秘書室を設けて、総合的に秘書室のほうで管理をするような形が取られておりますので、そういったところを参考にさせていただきながら、今回の条例改正をお願いするものでございます。

○議長（江藤 芳光君） 佐藤議員。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） 内容は分かりました。

すみません、1点だけ。市長のそれはお考えもあるかと思いますが、今さっきの中で高木市長時代は随行がないと、いろんなところで。今回は権藤市長になって随行を求めるところの、それはやはり何か目的があろうかと思っておりますけれども、そのところについてお話を申し上げます。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 御質問ありがとうございます。私に代わって随行職員をつけるということについての目的でございますが、これは実を申しますと前市長からも申し送りの中でもいただいていたところなんです、随行職員をつけるということは、やはり職員が私の業務と一緒にいてくるわけでありますので、当然様々な事前の準備から、会議であればその会議の内容、出るメンバー、どういった見解をうきは市として持つておくべきか、あとは当然秘書的な業務もついてきますので、段取り、前さばき、様々なことですね。これは非常に職員にとっては経験値が上がる業務であるというふうに認識をしておりますし、そういったことをこれまでの間は随行をつけないというような形で、経費的な面でいえば経費が削減されていたんでしょ、デメリット

の面からいくと、職員が日々学んだり成長したりする機会を奪っていたような形になるというふうな認識でありますし、高木前市長もそういった認識をお持ちになられていて、お話をする際に、私の代でそういった随行についてはもう一度一考いただいてもいいんじゃないかというようなお話をいただいたところでございました。

そういったことも日々勘案した中で、この1年半、職員を随行して会議でありますとか様々なところに行かせていただいたわけですが、これが私の中でもこの1年半で非常に明確に分かりまして、やはり随行する職員のスキルアップには十分につながるものだというふうに思っておりますし、そういった意味で、今回、秘書室をつくるということになって秘書室長を中心にということとなりますと、各課の随行がというようなところになるかと思いますが、その部分についてはしっかりと秘書室との打合せでありますとか前さばきをやっていただくというようなことで十分にそういったものが図れると思いますし、必要に応じては、会議や研修等においては複数の職員の随行を求められることも多々ございますので、そういったときには積極的に職員を外に連れ出すことによって、様々な学び、また人脈形成、そういったことに役立てていただきたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 佐藤議員、3回目。

○議員（6番 佐藤 裕宣君） ある一定この秘書室の必要性については理解をしたところでございます。

ついでに言わせてもらったら、議会のほうでも今後、開かれた議会といいますか、公開といいますか、そういった議会を目指すために、ホームページのより一層の充実であるとか、あるいは今行われていない委員会のライブ配信であるとか、そういったところも検討中でございます。議会事務局の業務はより煩雑になるかと思っておりますので、そういったところも考えていただいて、議会事務局の機能強化というところも併せて考えていただければありがたいというふうに思ったところでございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 御意見をしっかりと受け止めさせていただきたいと思っておりますし、現在、議会事務局、数は少数かもしれませんが少数精鋭をそろえておるつもりでございますので、しっかりと対応させていただいていると思っておりますし、あと、今、広報等についてお話をいただきましたが、私も議員時代から本会議以外の委員会や予算、決算の特別委員会等の動画配信については行ふべきだというような思いを持っておりましたので、ここについては議会事務局もしっかり話をしながら、当然、議会の皆さんの御意思がまず第一でございますので、そういったところが整えば、あと機材の関係が整えば、私は積極的にそういった情報は発信していくべきだ

と思っていますし、あと1点、今、つい先日も、昨日も外に出ておりましたときに市民の30代、40代の皆さんとちょうど御一緒する機会がありまして、その場で、市の広報、広報うきはが非常に見やすくなったというお話と一緒に、議会だよりも非常に面白くなったと、見るのが楽しくなったというようなお話をいただいたところで、ほぼ同時に議会だよりも広報うきはも取っつきやすいような形になったのかと思いますけど、タイミングが同じようなタイミングだったので、これは市として何か外部からコンサルティングみたいなものを入れているのかとまで昨日聞かれましたが、これはまさに、議会だよりについては広報委員会の皆さんが工夫をされて、より見やすいような内容になっているんだというふうに思っています、今、秘書広報係の広報担当者もそういう意味ですごく工夫をしてやっていただいておりますので、今、議員からいただいた御意見をしっかり受け止めて、そういった広報発信力の強化も含めて、人員の適切な配置に努めてまいりたいと考えております。

○議長（江藤 芳光君） ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） それでは、質疑なしと認めます。

次に、議案第98号うきは市議会議員及びうきは市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。浦総務課長。

○総務課長（浦 聖子君） 総務課、浦でございます。

議案書47ページを御覧ください。

議案第98号うきは市議会議員及びうきは市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。令和7年12月5日。うきは市長権藤英樹。

新旧対照表で御説明したいと思います。新旧対照表11ページを御覧いただきたいと思います。

第1条で、公職選挙法に規定する選挙運動用ビラを公費負担とすることを追加し、第6条で選挙運動用ビラの作成を公費負担とすることの規定、第7条で選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出、第8条で選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続について、新たに規定するものでございます。

従来あった第6条を繰り下げて第9条とし、それ以降は条番号を繰り下げているものでございます。

議案書49ページにお戻りいただきたいと思います。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行する。

適用区分、この条例による改正後のうきは市議会議員及びうきは市長の選挙における選挙運動

の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例によるとするものでございます。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第99号うきは市文化施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤 重信君） おはようございます。生涯学習課の佐藤でございます。

議案書50ページをお願いいたします。

議案第99号うきは市文化施設条例の一部を改正する条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。令和7年12月5日。うきは市長権藤英樹。

うきは市では、今年度より民間の資金を活用して公共施設の維持管理及び利用者サービスの充実を図るとともに、事業者に地域活動や地域貢献の場を提供するため、ネーミングライツ制度の導入をしております。

この取組につきましては、先月の全員協議会の中で御報告しておりましたが、募集を行い、応募がありました事業者につきまして審査を行いました結果、文化施設におきましてネーミングライツを取得する民間事業所の優先候補者を選定したところでございます。このため、愛称を変更する必要が生じたため、うきは市文化施設条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表は14ページでございます。

第3条の第1号中の愛称「白壁ホール」から「タカトリグループホールディングス白壁ホール」に改正するものでございます。

議案書51ページをお願いいたします。

附則、この条例は令和8年4月1日から施行する。

説明は以上になります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

それでは、ここで休憩をしたいと思います。あとは予算の関係になりますので、20分から再開をしたいと思います。休憩に入ります。

午前10時07分休憩

午前10時20分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。

次に、議案第82号令和7年度うきは市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

まず、予算書についての説明を求めます。高瀬財政課長。

○財政課長（高瀬 将嗣君） 財政課の高瀬でございます。よろしくお願いいたします。

議案第82号令和7年度うきは市一般会計補正予算（第4号）。

令和7年度うきは市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,193万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ189億3,419万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

債務負担行為の補正、第3条、債務負担行為の追加及び廃止は、「第3表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正、第4条、地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和7年12月5日提出。うきは市長権藤英樹。

続いて、7ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正でございます。追加分として4件を計上しております。

1件目は、総合計画書デザイン委託料594万円です。本年度策定中の第3次うきは市総合計画並びに第3期うきは市総合戦略に係る冊子の策定委託料で、当該計画の議会の上程の時期が3月になりまして、計画確定後に策定行程に入り、年度内の完了が困難であることから次年度へ繰り越すものでございます。

2件目と3件目は関連がございますので、併せて説明をさせていただきます。

2件とも消防防災に係る事業でございます。いずれも令和8年度に予算計上するものを前倒し計上しまして繰り越すものでございます。双方の財源として利用できる緊急防災・減災事業債の活用期限が本年度までとなっております。本年度中に予算措置をしているものにつきましては適用可能となることから、この交付税措置率の高い財源措置を受けるため、本年度予算措置を

いたしまして繰り越すものでございます。事業の詳細につきましては後ほど歳出予算の中で説明をさせていただきます。

4件目は、本補正予算に計上しております千年小学校の給水設備更新工事の設計監理委託料でございます。本年度工事の設計を行いまして、更新工事自体は令和8年度に実施をいたしますが、本年度の予算に工事の監理費も含まれていることから、次年度の支出になるため繰り越すものでございます。

続いて、8ページをお願いいたします。

第3表、債務負担行為の補正でございます。追加分として5件を計上しております。

議会だより印刷製本費と会議録調製委託料、これは議会の会議録の調製委託料です。

それから、広報うきは印刷製本費、こちらにつきましてはいずれも年度当初から業務が発生をいたしまして、本年度中に業者を選定する必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。それぞれの限度額につきましては記載のとおりでございます。

続いて、コミュニティセンター指定管理料につきましては、各コミュニティセンターの指定管理期間が本年度末までとなっていることから、11地区のコミュニティセンターにおきまして令和10年度までの指定管理料の限度額を定めるものでございます。これまでの指定管理期間を5年間といたしておりましたが、物価の変動による長期的な経費の算出が難しい面もあることから、今回は実際の管理期間を3か年といたしまして債務負担行為を設定しております。

最後の水質検査手数料は、市が管理する公営住宅等の水質検査業務の手数料でございますが、年度当初から切れ目なく検査を実施するため、次年度の事業者を今年度中に選定するものでございます。

次に、廃止分の1件でございます。

標準準拠システム利用料、期間が令和7年度から12年度まで、限度額が5億368万9,000円でございますが、これは国が進めるシステム標準化に係るものとなります。当初の予定では、本年12月から国が指定する20業務につきまして全国で統一標準化されたシステムでの運用を開始する予定でしたが、システム会社の調整が間に合わず開始時期が遅れたことによりまして、現在設定している債務負担行為を一旦廃止するものでございます。

今後につきましては、具体的な開始時期が確定いたしましたら再度計上する予定としております。

続いて、9ページをお願いいたします。

第4表、地方債補正でございます。追加分として1件を計上しております。

その他公共施設等災害復旧事業、限度額610万円でございます。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

次に、変更分として6件を計上しております。

限度額を変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法について変更はございません。

公共施設等適正管理推進事業債が1, 280万円の増額、過疎対策事業が1, 000万円の増額、緊急防災・減災事業が2, 700万円の増額、公共土木施設災害復旧事業が260万円の増額、農林水産業施設災害復旧事業が670万円の増額、一般補助施設整備等事業債が920万円の増額となっております。

詳細につきましては、歳入22款市債の中で説明をさせていただきます。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。補正予算の質疑につきましては、それぞれの所管以外の部分について質疑をお願いしたいと思います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、一般会計の給与等に関する総括説明を求めます。総務課長。

○総務課長（浦 聖子君） 補正予算書53ページをお開き願います。

特別職の給与明細書についてですが、一番下の比較の欄についてでございます。

その他の特別職の人数について、延べ14名の減員、報酬について26万1, 000円を減額しております。こちらの要因としましては、ふるさと創生事業関連の2つの審査委員会の開催状況を踏まえ、予算を減額するものとなります。

続いて、54ページを御覧ください。

会計年度任用職員の人件費の補正についてでございます。

職員数につきましては、2名の増員となります。増員の主な理由としましては、育児休業者等の増加に伴い会計年度任用職員を増員したこと、また、採用を予定していた地域おこし協力隊の採用見送りにより減員をしたことの影響の反映をしたものでございます。

給与費につきましては、報酬402万円、職員手当99万2, 000円、共済費24万4, 000円、合計525万6, 000円の減額となっております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

それでは、予算案の質疑については、歳出のほうから項ごとに担当課長より重点事項を説明い

ただき、質疑に入りたいと思います。

なお、財源組替え及び給与等のみのほうにつきましては、質疑のみ行います。

初めに、2款1項総務管理費の説明を求めます。

担当課長は所管を述べ、順次説明を願います。総務課長。

○総務課長（浦 聖子君） 補正予算書28ページをお開きください。

2款1項1目一般管理費521万8,000円の増額でございます。総務課人事係において、不測の事態等に対応するため、会計年度任用職員の人件費を計上しております。育児休業等の増加に対応し不足が生じているため、1節報酬、4節共済費について、3名分を増額するものでございます。

5目庁舎管理費651万5,000円の増額でございます。14節工事請負費548万8,000円のうち、500万円増額が総務課分でございます。また、17節備品購入費100万円の増額でございます。機構改革に伴う工事関係費を計上しております。

○市民生活課長（山崎 穰君） 市民生活課、山崎でございます。

2款1項5目庁舎管理費のうち、51万5,000円が市民生活課分の増額補正になります。うきは市民センターの非常用放送設備アンブ基盤が落雷により破損し、基盤を取り替えるものになります。内訳として、落雷証明を取得するための手数料2万7,000円と工事請負費48万8,000円になります。

以上になります。

○うきはブランド推進課長（柳原由美子君） うきはブランド推進課です。

7目財政調整基金費です。24節積立金の鉱泉浴場所在地域の施設等整備基金1万1,000円は、入湯税の令和6年度決算額が確定しましたので、当初予算額との差を増額するものでございます。次に、ふるさと・まごころ基金2,312万9,000円の減は、ふるさと納税の令和6年度決算額が確定しましたので、当初予算との差を減額するものです。

以上になります。

○生涯学習課長（佐藤 重信君） 生涯学習課です。

8目企画費、18節ラグビータウンプロジェクト推進事業費補助金1,860万円の増額補正は、ルリー口福岡への支出を目的とする補助金で、企業版ふるさと納税による寄附金を財源としております。当初予算計上後にいただいた寄附額を反映しており、令和7年1月から令和7年9月末までに寄せられた寄附金を計上したものでございます。

以上です。

○うきはブランド推進課長（柳原由美子君） うきはブランド推進課です。

9目地域活性化推進費になります。1節報酬705万9,000円の減額の内訳につきまして

は、ふるさと創生人材育成事業審査委員会委員報酬、ふるさと創生個性あるまちづくり事業審査委員会委員報酬の減額につきましては、審査委員会が開催されなかったため不用額を減額するものでございます。

続きまして、1節から18節におきまして、うきはブランド推進課で任用しております協力隊員に係る不用額を減額させていただくものでございます。

1節の地域おこし協力隊員報酬428万5,000円の減額、地域手当加算2万5,000円の減額、3節職員手当等99万2,000円のうち66万4,000円の減額、4節共済費100万7,000円のうち51万2,000円の減額、8節旅費45万9,000円のうち17万8,000円の減額、10節需用費33万5,000円のうち10万円の減額、13節使用料及び賃借料のうち、住宅借上料125万円のうち50万円の減額、18節負担金、補助及び交付金の研修会等負担金13万7,000円のうち3万7,000円の減額でございます。

減額の理由としましては、うきはブランド推進課の協力隊員の任用開始時期が当初より変更したことで、隊員1名が9月末で退職となったことにより不用額を減額するものでございます。

続きまして、18節負担金、補助及び交付金の個性あるまちづくり事業費補助金700万円の減額でございます。後期の募集の状況を見込んで9月に増額の補正をしておりました。しかし、補正をしたクラウドファンディング以外の事業での応募がなかったことから、今回減額の補正をさせていただくものでございます。人材育成事業費補助金50万円につきましても、今年度の公募がなく、事業費が確定したことから減額をさせていただくものでございます。

以上です。

○福祉事務所長（宮崎 公子君） 福祉事務所です。

同じく9目地域活性化推進費の1,910万4,000円の減額の中の福祉事務所分でございます。

うきはブランド推進課と同様に、地域おこし協力隊1名の採用を予定しておりましたが、採用がございませんでしたので、不用額を減額するものでございます。

1節報酬、3節職員手当等、4節共済費、8節旅費、10節需用費、11節役務費、13節使用料及び賃借料、18節負担金、補助及び交付金、合わせまして263万1,000円の減額でございます。

以上です。

○総務課長（浦 聖子君） 11目電子計算処理費3,357万9,000円の減額でございます。自治体システム標準化が受託事業者からの申出で本番稼働時期が延伸となりましたので、ガバメントクラウドでの標準準拠システムサービス利用料を減額補正するものでございます。

○生涯学習課長（佐藤 重信君） 16目地方創生推進費85万2,000円の減額補正です。う

ち12節、パソコン講習会委託料7万1,000円の減額は、市民大学一般教養学部のパソコン教室のワード・エクセル講座の基本活用コースを統合したため減額するものでございます。

同じく18節、うきはActiveLab. 実行委員会補助金10万1,000円の減額補正は、市民大学子ども未来学部のうきはActiveLab. の事業が完了したことにより減額するものでございます。

○水環境課長（瀧内 宏治君） 水環境課です。

16目のうち、12節委託料のうち、地下水モニタリング調査業務委託料68万円の減は、不用額の減額となります。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。13番、熊懷議員。

○議員（13番 熊懷 和明君） 熊懷です。

2款1項9目18節の個性あるまちづくり事業、これはマイナス700万円となっております。これはクラウドファンディングでやっているように、この前質問したとき聞いておりました。このクラウドファンディングの人たちが多くなって、普通の要望の人が減ったのか、そのところよかったらお伺いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 柳原課長。

○うきはブランド推進課長（柳原由美子君） 後期のクラウドファンディング事業につきましては、前期のほうで4件の申請がございましたが、前期では1件が採択となっております。後期の募集の状況を見込んで9月に増額の補正をさせていただいたところでございますが、結果的にクラウドファンディングが1件の応募となりましたので、今回、残りの分を減額補正させていただくこととなったものです。

○議長（江藤 芳光君） 熊懷議員。

○議員（13番 熊懷 和明君） 私が聞きたいのは、クラウドファンディングを進めているので、ほかの人にも聞いたことがありますけど、難しいでしきらんけんもう応募せんという人もおったんですよ。だから、要望があつたらそういう手続とかは手伝ってやっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 柳原課長。

○うきはブランド推進課長（柳原由美子君） この補助事業につきましては、年2回の公募を行っております。相談がございましたら、その内容に基づきまして職員のほうも協力して対応をさせていただいているところでございます。

○議長（江藤 芳光君） ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで2款1項の質疑を終わります。

次に、2款2項徴税費の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（大石 恵二君） おはようございます。税務課です。

ページは30ページになります。

2款2項2目賦課徴収費、12節委託料、システム改修委託料300万円の減額となります。こちらのシステム改修は、当初、eL TAXシステム、全国のシステムですが、その更新、改修に伴い、当市の基幹システムの改修もしなくてははいけませんので、想定しておいたのですが、今回の更改に関しましては3年間にわたって行うとされております。そこで300万円上げておいたんですけども、ベンダーさんのほうから今年度の改修は通常の保守点検委託料の中で吸収いたしますということで言われましたので、本年度の300万円を不用として落とさせていただきます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで2款2項の質疑を終わります。

次に、2款3項戸籍住民基本台帳費の説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（山崎 穰君） 2款3項1目戸籍住民基本台帳費、12節戸籍振り仮名受付業務委託料は2,061万8,000円の減額補正でございます。戸籍の振り仮名通知は、住民基本台帳に登録されている振り仮名を基に通知を行っておりますが、以前の住民基本台帳の振り仮名は小文字の「ゃ」「ゅ」「ょ」や「っ」は大文字で記載されている部分がございます。これを通知する前に修正して郵送することができましたので、申請率や問合せ率を見直し、委託期間の短縮などを行ったため減額するものになります。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで2款3項の質疑を終わります。

次に、2款4項選挙費の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（浦 聖子君） 32ページでございます。

2款4項選挙費、3目参議院議員通常選挙費につきまして221万4,000円の減額でござ

います。7月20日に執行いたしました参議院議員通常選挙について、執行残を減額するものでございます。

1節報酬167万7,000円の減額、7節報償費30万3,000円の減額、11節役務費23万4,000円の減額でございます。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで2款4項の質疑を終わります。

次に、3款1項社会福祉費の説明を求めます。担当課長は所管を述べ、順次説明をお願いします。福祉事務所長。

○福祉事務所長（宮崎 公子君） 福祉事務所でございます。

予算書33ページを御覧ください。

3款1項1目社会福祉総務費5万4,000円の増額です。22節、償還金、利子及び割引料5万4,000円の増額につきましては、令和6年度実績報告により精算する県費補助金の返還金を計上しております。

○保健課長（末次ヒトミ君） 保健課でございます。

3目老人福祉費1,558万3,000円の減額補正でございます。

12節、システム改修委託料187万円の減額につきましては、標準化移行に伴い、高齢者の見守り台帳を管理しています地域福祉支援システムを改修することとしていましたが、標準化移行延伸のため減額するものでございます。

18節、はり・きゅう施術費補助金12万7,000円の増額でございます。後期高齢者医療のはり・きゅう施術費、4月から8月の5か月間の施術件数が当初見込みの1.1倍となったことから、不足見込額を計上するものでございます。

19節、老人保護措置費1,384万円の減額補正でございます。養護老人ホームの措置入所者数が見込数より減少していることから、確実に不用となる額を減額するものでございます。

○人権・同和対策室長（山崎 稜君） 人権・同和対策費でございます。

5目人権・同和対策費、13節、車等借上料8万9,000円の減額になります。研修会の会場がうきは市になったため、バス借り上げが不要になり、減額するものになります。

○保健課長（末次ヒトミ君） 保健課です。

6目重度障がい者医療対策費、22節、重度障がい者医療対策費県費補助金返還金99万2,000円の増額補正です。令和6年度の県費補助金精算による返還金でございます。

○福祉事務所長（宮崎 公子君） 福祉事務所でございます。

7目障害者対策費1億830万2,000円の増額でございます。

19節扶助費8,938万9,000円の増額は、障害福祉サービスの利用が増えておりますことから、増額をお願いするものでございます。主に施設入所支援、グループホーム、就労継続支援のサービスにおいて利用が増えております。

また、22節償還金、利子及び割引料は記載のとおり、令和6年度実績報告により精算する国庫、県費の返還金でございます。

○保健課長（末次ヒトミ君） 保健課でございます。

34ページをお願いいたします。

9目地域支援事業費64万9,000円の増額補正です。

12節、第2層介護予防・生活支援業務委託料100万円の減額です。減額は、委託見込みがないことから減額するものでございます。

22節、地域支援事業費交付金返還金164万9,000円の増額は、令和6年度実績に基づく福岡県介護保険広域連合への返還金でございます。

○税務課長（大石 恵二君） 税務課です。

12目臨時給付金事業費、18節負担金、補助及び交付金9,296万4,000円の減額補正でございます。こちらは調整給付の今年度不足額給付の給付費を6月に計上させていただいたんですが、その時点では課税資料が全てそろわず、また、法の立てつけが曖昧な場面もあったために、昨年の当初調整給付の8割をめどに上程しておりました。しかしその後、4月1日付のデータで正確に算定をし直し、過大になり過ぎていた部分を落とさせていただくものです。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで3款1項の質疑を終わります。

次に、3款2項児童福祉費の説明を求めます。

担当課長は所管を述べて、順次説明願います。福祉事務所長。

○福祉事務所長（宮崎 公子君） 35ページをお願いいたします。

3款2項1目児童福祉総務費777万6,000円の増額でございます。22節償還金、利子及び割引料は記載のとおり、令和6年度実績報告により精算する国庫、県費の返還金を計上しております。

2目児童措置費511万5,000円の増額でございます。22節償還金、利子及び割引料は

記載のとおり、令和6年度実績により精算する国庫、県費の返還金を計上しております。

○保健課長（末次ヒトミ君） 保健課でございます。

3款2項3目子ども医療対策費、22節、子ども医療対策費補助金県費返還金104万1,000円の増額補正でございます。令和6年度の県費補助金の精算による返還金でございます。

○福祉事務所長（宮崎 公子君） 5目民間保育所費251万8,000円の増額でございます。

22節償還金、利子及び割引料は記載のとおり、令和6年度実績により精算する国庫、県費の返還金を計上しております。

9目放課後児童対策費302万4,000円の増額でございます。22節償還金、利子及び割引料は記載のとおり、令和6年度実績報告により精算する県費の返還金を計上しております。

10目地域子育て支援費64万8,000円の増額でございます。

18節負担金、補助及び交付金38万2,000円は、地域子育て支援拠点事業費補助金の基準額改定に伴い増額するものです。

22節償還金、利子及び割引料26万6,000円は記載のとおり、令和6年度実績により精算する国庫の返還金を計上しております。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） 1点だけお尋ねします。

36ページの9目、返還金に当たって、普通は一般財源からずっと返還していくというところですけど、ここに地方債が130万円記載されているんですけど、その内容についてお尋ねします。

○議長（江藤 芳光君） 財政課長。

○財政課長（高瀬 将嗣君） 財源の件で質問をいただきました。

予算書の36ページの9目に地方債として130万円の財源を充てさせていただいております。これにつきましては歳出の事業とは直接関係ない事業でございまして、実は吉井学童保育所が落雷の被害がございまして、そちらの対応ということで現予算の中で改修をさせていただいております。その費用に対して公共施設等の災害復旧事業債が当たるということになりましたので、その財源を充てさせていただいております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） ほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで3款2項の質疑を終わります。

次に、3款3項生活保護等対策費の説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（宮崎 公子君） 37ページをお願いいたします。

3款3項1目生活保護費等総務費3,011万6,000円の増額でございます。22節償還金、利子及び割引料3,011万6,000円の増額につきましては、令和6年度実績報告により精算する国庫補助金の返還金を計上しております。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで3款3項の質疑を終わります。

次に、4款1項保健衛生費の説明を求めます。保健課長。

○保健課長（末次ヒトミ君） 保健課でございます。

38ページをお願いいたします。

4款1項1目保健衛生総務費123万4,000円の減額補正でございます。

7節、講師謝礼等2万5,000円の減額につきましては、民間事業者が予定していた救急の日の講演会での講師を無料で行っていただき、不用となったため減額するものでございます。

12節、妊婦一般健診委託料163万9,000円の減額です。見込数により減少していることから、確実に不用となる額を減額するものでございます。

22節償還金、利子及び割引料43万円の増額補正につきましては、実績に基づく令和6年度の国及び県への返還金でございます。

2目予防費260万8,000円の増額補正でございます。

19節、予防接種健康被害者障害年金13万4,000円は、健康被害傷害年金の額の改定により増額するものでございます。

22節償還金、利子及び割引料247万4,000円と、3目健康増進対策費の22節101万3,000円の増額補正につきましては、全て過年度の実績に基づく国や県への返還金でございます。

6目食育対策費55万4,000円の減額につきましては、全て健康ミネラル栽培農産物普及会の解散に伴う減額補正でございます。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明終わりました。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。

これで4款1項の質疑を終わります。

次に、6款1項農業費の説明を求めます。農林振興課長。

○農林振興課長（森山 益資君） 農林振興課です。よろしくお願いします。

39ページをお開きください。

6款1項3目農業振興費493万8,000円の増額となります。

内容につきましては、18節負担金、補助及び交付金、内訳は、施設作物燃油等高騰対策事業費補助金493万8,000円です。こちらは燃油の消費量が増加する冬場を迎えるに当たり、高止まりしている重油等の購入費に対し補助を行うことにより施設園芸農家の経済的な負担軽減を図ることを目的に、市内の施設園芸農家に対し、国が実施している燃油高騰対策における補填単価を基準に市独自で15%の補助を行うものです。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を10分の10充当します。

続きまして、6款1項5目農地整備計画費881万2,000円の増額となります。

内容につきましては、10節需用費20万円、こちらは中山間地域等直接支払交付金、第6期事業の初年度に伴い、事務消耗品を購入するものです。10分の10、国庫補助になります。

12節委託料38万5,000円、こちらはシステム改修委託料になります。こちらも第6期の対象地域確定に伴い、システム搭載している対象図面について更新の必要性が生じたための委託料です。こちらも10分の10の国庫補助となります。

18節負担金、補助及び交付金813万8,000円です。こちらは中山間地域等直接支払交付金になります。第6期の対象地が10月末に確定したことに伴い増額するものです。国2分の1、県4分の1の補助率となっております。

続きまして、22節償還金、利子及び割引料8万9,000円、こちらは多面的機能支払交付金の返還金となります。財源の内訳は、その他8万9,000円、集落組織からの返還金となります。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。

これで6款1項の質疑を終わります。

次に、7款1項商工費の説明を求めます。うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（柳原由美子君） うきはブランド推進課です。

7款1項3目観光費407万3,000円の増額でございます。

14節工事請負費443万6,000円の増額です。今年8月の大雨により、道の駅うきはの北側斜面ののり面2か所が崩壊しております。この災害復旧工事のための増額補正をさせていただくものです。財源につきましては、災害復旧に係る地方債を充てることとしております。

次に、17節備品購入費です。AED購入費36万3,000円を減額するものでございます。当初、道の駅うきはにAED購入を予定しておりましたが、広告つきのAEDを導入できることになったため、購入費を減額するものでございます。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明は終わりました。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで7款1項の質疑を終わります。

次に、8款2項道路橋りょう費の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（雨郡 智也君） 建設課です。

予算書のページ数、41ページをお願いします。

8款2項4目道路橋りょう維持費でございます。増額としまして1,000万円の増額でございます。内容としましては、14節工事請負費でございます。橋梁工事の費用でございます。この分ですが、鋼橋の塗装に含まれるPCBの除去費用におきまして、当初試算より物価等とか対策範囲が変わりまして、その分に伴いましての増額でございます。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明終わりました。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。

これで8款2項の質疑を終わります。

次に、8款4項住宅費の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（雨郡 智也君） ページ数、42ページをお願いいたします。

8款4項4目住宅建設費3,556万6,000円の増額でございます。

内容といたしましては、16節公有財産購入費でございます。西隈上団地の整備に始まりまして、旧朝田団地の跡地の購入が発生することに伴う増額でございます。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明は終わりました。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで8款4項の質疑を終わります。

次に、8款5項下水道事業費の説明を求めます。水環境課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） 水環境課です。

43ページをお願いします。

8款5項1目公共下水道費です。18節、下水道事業会計負担金3,000万円の増、23節、下水道事業会計出資金3,000万円の減です。下水道事業会計補正予算の関連となります。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明は終わりました。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。

これで8款5項の質疑を終わります。

次に、9款1項消防費の説明を求めます。市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（高山 靖生君） 市民協働推進課、高山でございます。

44ページをお願いします。

9款1項2目非常備消防費1,787万4,000円の増額となります。内容につきましては、17節備品購入費1,787万4,000円、こちらは消防車両、本部車両を更新するものでございます。財政措置が有利である緊急防災・減災事業債を活用し事業を実施するものでございます。今年度契約し、繰り越して次年度に納車する計画でございます。

続きまして、4目災害対策費1,083万4,000円の増額となります。内容につきましては、14節工事請負費1,083万4,000円、こちらは国のJアラートシステムの新型受信機、自動起動機、操作卓の改修工事となります。こちらも同じく財政措置が有利である緊急防災・減災事業債を活用して事業を実施するものでございます。こちらも今年度契約し、繰り越して次年度に工事を実施していく計画でございます。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明いただきました。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで9款1項の質疑を終わります。

次に、10款1項教育総務費の説明を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（江藤 良隆君） 学校教育課、江藤です。よろしくお願ひいたします。

補正予算書の45ページをお願いいたします。

10款1項2目事務局費です。22節償還金、利子及び割引料25万7,000円の増額補正を計上しております。こちらにつきましては、幼児教育無償化、副食費補助におきまして、概算で受け取ってございました令和6年度分の国、県の交付金を実績により返還するものになります。内訳といたしまして、子ども・子育て支援交付金国庫返還金9,000円、子育てのための施設等利用給付費交付金国庫返還金16万5,000円、子育てのための施設等利用給付費交付金県費返還金8万3,000円となっております。

説明は以上になります。

○議長（江藤 芳光君） 説明いただきました。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで10款1項の質疑を終わります。

次に、10款2項小学校費の説明を求めます。江藤課長。

○学校教育課長（江藤 良隆君） 続いて、46ページをお願いいたします。

10款2項1目学校管理費です。12節委託料、設計監理委託料462万4,000円の増額補正を計上しております。こちらにつきましては、千年小学校の給水管が老朽化しておりまして、配管工事が必要となっております給水管、配水管の取替え工事に伴う設計監理委託業務となっております。

なお、工事につきましては、来年度の予算に計上し実施する予定としております監理業務がございますので、本予算は繰り越して実施したいと考えております。

次に、17節備品購入費100万1,000円の減額補正を計上しております。こちらにつきましては、各小学校のAEDの入替えに伴います入札の不用額の減額となっております。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明をいただきました。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで10款2項の質疑を終わります。

次に、10款3項中学校費の説明を求めます。江藤課長。

○学校教育課長（江藤 良隆君） 続いて、47ページをお願いいたします。

10款3項1目学校管理費です。17節備品購入費43万1,000円の減額補正を計上しております。先ほど同様でございます。中学校AEDの入替えに伴います入札の不用額の減額になります。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明いただきました。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで10款3項の質疑を終わります。

次に、10款4項社会教育費の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤 重信君） 48ページをお願いいたします。

10款4項1目社会教育総務費48万5,000円の減額補正です。

7節報償費10万1,000円の減額は、二十歳の集いで使用する手提げ袋を作成しないことになったことや、アトラクションを実施しないことになったため減額するものでございます。

17節備品購入費14万4,000円の減額は、るり色ふるさと館のAED購入費の実績に伴い減額するものでございます。

18節、通学合宿推進事業費補助金24万円の減額は、実績に伴い減額するものでございます。

3目芸術文化振興費、17節備品購入費28万6,000円の減額補正は、白壁ホールとかわせみホールのAED購入の実績に伴い減額するものとするものでございます。

6目図書館費22万7,000円の減額です。8節、費用弁償4万4,000円の増額補正は、会計年度任用職員の通勤手当相当分を増額するものでございます。

10節、印刷製本費20万1,000円の増額補正は、図書館利用カードの在庫が、新規発行や再発行件数が見込み件数を上回り、残り僅かとなったため増額するものでございます。

12節、システム改修委託料47万2,000円の減額補正は、図書館システムで使用するパソコンのプログラム改修委託料の内容を精査し、安価に実施できたため減額するものでございます。

○人権・同和対策室長（山崎 穰君） 人権・同和対策室です。

戻って4目人権・同和教育費、18節、小・中・高等学校等奨学補助金119万4,000円の減額になります。対象者全員分を予算化しておりましたが、所得審査により額が確定しましたので、不用額を減額するものになります。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 説明は終わりました。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで10款4項の質疑を終わります。

次に、10款5項保健体育費の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤 重信君） 49ページをお願いいたします。

10款5項2目体育施設費、17節備品購入費57万2,000円の減額補正は、浮羽体育センター、吉井体育センター、船越運動公園、スポーツアイランドのAED購入の実績に伴い減額するものでございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明をいただきました。

質疑ございますか。9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） こども地方債と書いてあるんですが、説明をお願いします。

○議長（江藤 芳光君） 財政課長。

○財政課長（高瀬 将嗣君） 今回この10款5項2目の体育施設におきまして、地方債300万円を充てさせていただいております。こちらにつきましても、先ほどの説明と重なる部分もあるんですけども、今年度、うきはアリーナで中庭の改修工事を行っております。その工事につきまして、県との協議が調いまして、起債の中の公共施設等適正管理推進事業債の活用が認められましたので、そちらの財源を充てさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めさせていただきます。これで10款5項の質疑を終わります。

次に、11款1項農林水産業施設災害復旧費の質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで11款1項の質疑を終わります。

次に、11款2項公共土木施設災害復旧費の質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。11款2項の質疑を終わります。

最後に、12款1項公債費及び歳入については、一括して財政課長の説明を求めます。高瀬財政課長。

○財政課長（高瀬 将嗣君） それでは、52ページでございます。

12款1項1目元金、補正額67万8,000円の増額でございます。こちらは地方債償還の元金償還に充てるものでございますが、当初予算にて措置をしておりました金額に誤りがありまして、確認しましたところ、67万8,000円の不足が生じることが判明したため補正を行うものでございます。

続きまして、2目の利子、補正額719万9,000円の増額補正でございます。こちらは地

方債償還に係る利子の支払いに当たるものでございます。本予算におきましては、利率が確定しているものと未確定のものがございまして、未確定のものにつきましては、前年度実施した事業に対する借入を、こちらは当初予算が固まりました後の5月に借入を行っております。その利率につきましては、未確定のもの率につきましては見込額にて当初予算で計上しているところでございます。例年、多少の余裕を持って計上しておりますが、今年度におきましては経済情勢の動向が激しく、利率の大幅な上昇がございました。これによりまして措置をしておりました予算額に不足が生じる事態となりましたので、その不足分を増額補正させていただいたところでございます。

歳出につきましては以上でございます。

続きまして、歳入のほうに入らせていただきます。

歳入の12ページをお願いいたします。

1款1項市民税、1目個人市民税6,784万3,000円の増額補正でございます。内容は所得割額の増額となります。

続きまして、13ページでございます。

1款2項1目固定資産税1,421万3,000円の減額補正です。内容は記載のとおりでございます。

14ページです。

1款3項1目環境性能割116万5,000円と、2目種別割150万2,000円の増額補正でございます。

続きまして15ページでございます。

1款4項1目市たばこ税748万7,000円の減額補正です。

以上が市税となりまして、現段階での実績に基づく補正でございます。税目ごとに増減はございますが、市税全体では4,881万円の増額補正となっております。

続きまして、16ページです。

9款1項1目環境性能割交付金は、県税の環境性能割から配分される交付金で262万8,000円の増額、額の確定による増額でございます。

17ページです。

10款1項1目地方特例交付金は、地方税の減収補填に充てられる交付金で78万2,000円の増額、こちらも額の確定による補正となります。

続きまして、18ページです。

10款2項1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金332万7,000円の増額補正です。新型コロナウイルスの影響を受けた事業者等が所有する償却資産及び事業

用家屋に係る固定資産の特例措置に伴う減収分でございます。国からの交付金で補填されるものでございます。実績に応じた増額補正となります。

続きまして、19ページでございます。

13款2項1目民生費負担金288万8,000円の減額補正は、歳出33ページ、3目老人福祉費の19節扶助費の財源で、歳出予算の減額に応じた補正となります。

続きまして、20ページでございます。

15款1項1目民生費国庫負担金4,469万4,000円の増額補正は、歳出33ページ、7目19節扶助費、障害福祉サービス費等に係る国庫負担分でございます。

続いて、21ページです。

15款2項1目総務費国庫補助金7,597万4,000円の減額補正です。こちら中身につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。現在実施しております物価高騰対策の実績を見ましての補正と、今回新たに計上いたしました燃油等高騰対策事業費補助金の財源もこの中で計上しております。総体して大きな減額となっておりますけれども、歳出34ページの調整給付金におきまして実績額がほぼ固まりまして、歳出予算におきましても大幅な減額となりましたので、それに伴い歳入予算も大幅な減額となっております。

続きまして、2目民生費国庫補助金12万7,000円の増額補正でございます。重点的支援体制整備事業交付金は、歳出36ページ、10目18節、地域子育て支援拠点事業費補助金の国庫補助でございます。

続いて、22ページでございます。

16款1項1目民生費県負担金2,234万7,000円の増額補正です。障害者自立支援給付費負担金は、歳出33ページ、7目障害者対策費の19節扶助費に対する県負担金でございます。

続きまして、23ページでございます。

16款2項2目民生費県補助金12万7,000円の増額補正です。重層的支援体制整備事業交付金は、歳出36ページ、10目18節、地域子育て支援拠点事業費補助金の県補助分でございます。

3目衛生費県補助金11万9,000円の増額補正です。このうち予防接種事故対策費補助金は、38ページ、2目予防費の19節、予防接種健康被害者障害年金の財源でございます。風しん予防接種助成費補助金は額の確定に伴う減額でございます。歳出予算の増減はございません。

4目農林水産業費県補助金698万1,000円の増額補正でございます。中山間地域等直接支払交付金と同推進事業費交付金でございますが、双方とも歳出39ページ、5目18節、中山間地域等直接支払交付金の財源となります。

続きまして、24ページでございます。

16款3項1目総務費県委託金88万4,000円の減額でございます。

2節、県民税徴収取扱委託金148万1,000円の増額は、税収の増額に伴うものでございます。

4節、参議院議員通常選挙執行委託金236万5,000円の減額は、32ページ、3目、参議院議員通常選挙の執行委託金で、額の確定により減額するものでございます。

続きまして、25ページです。

19款1項1目財政調整基金繰入金1億250万4,000円の減額補正でございます。財政調整基金は、今回、市税をはじめとする財源の増額が見込まれ、財政調整基金からの繰入金を1億580万4,000円減額するものでございます。この減額によりまして、財源不足としての基金繰入れは3億9,476万2,000円となっております。

引き続き25ページでございます。

ふるさと創生基金750万円の減額は、対象事業の減額によるもの、それから、ふるさと・まごころ基金の1,080万円は、昨年度、企業版ふるさと納税でラグビータウンプロジェクト分として寄附を受けたものを同プロジェクト推進事業費補助金に充てるものでございます。

続きまして、26ページです。

21款5項1目雑入5,984万7,000円の増額補正でございます。主なものといたしましては、下から2行目の後期高齢者医療療養給付費負担金返還金で3,221万3,000円を計上しております。これは令和6年度の額の確定により負担金の返還を受けるものでございます。それ以外のものにつきましても事業費等の確定による収入でございます。

続いて、27ページでございます。

市債で1目総務債から8目災害復旧債、合わせて7,440万円の増額でございます。

1目、公共施設等適正管理推進事業債の260万円は、庁舎玄関横に設置をいたしました身障者用駐車場の改修費の財源として活用してまいります。

5目の公共施設等適正管理推進事業債の720万円と過疎対策事業債の1,000万円は、いずれも歳出8款の道路維持費と橋りょう維持費の財源として活用するものでございます。

6目消防債の緊急防災・減災事業債2,700万円は、歳出9款の消防自動車購入と防災行政無線の工事費の財源として活用してまいります。

それから、7目教育債の一般補助施設整備等事業債の920万円は、本年度実施をしております鳥船塚古墳整備事業に充てるものでございます。

それから、次の公共施設等適正管理推進事業債の300万円は、先ほど説明をさせていただきましたうきはアリーナの中庭改修工事の財源として活用してまいります。

続いて、8目、災害復旧事業債は、本年度発生をいたしました大雨被害、それから、落雷による被害の復旧費に充てる財源でございます。このうち、3節のその他公共施設等災害復旧事業債は、うきは市民センターの落雷による非常用放送設備の取替え工事に充てるものと、あとは先ほど説明いたしました、落雷により被害を受けました吉井学童保育所の空調設備の取替え工事、それから、こちら先ほど説明をいたしました、大雨により道の駅北側ののり面の崩壊がございましたので、そちらの災害復旧費の財源として合計で610万円を計上しているところでございます。

歳入についての説明は以上となります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

歳出の起債の関係から収入までの質疑でございますが、質疑ございますか。9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） 幾つか歳入のところでお尋ねをさせていただきます。

まず1つは、12ページ、市民税のところですが、今回6,784万3,000円ということですが。昨年からすると、少し上昇しているということになります。上昇の原因について、どういったことなのかというところを確認したいと思います。

それから、もう一つは関連になりますけれども、令和8年度から所得控除が始まりますけれども、この上昇が、多分累計で10億8,800万円という数値は従来からすると結構高い位置だろうと思っています。結構高額ですね。昨年度よりの確定なんかと比べると、たしか高いと思います。

そういう意味では、所得控除というのはちょっとよく分かりませんが、来年度の見通しについてこういうふうな税収が確保される見込みがあるのかどうかというのをお尋ねしたいなと思っています。いわゆる所得控除がどういうふうに影響するかといったところを確認したいなと。

3点目が固定資産税です。13ページになります。

ここで明細が、土地のところ増額、家屋と償却資産が減額ということになっておりますけれども、個人か事業主なのかというのが分かれば教えていただきたいなというふうなことが1点。

それからもう一つは、土地のところでの固定資産税が上がっているという意味でいうと、空き家対策の除却で増えているのかどうか気になったので、その辺の状況があるのかどうか、あったらどのくらい発生しているのか、確認をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 大石課長。

○税務課長（大石 恵二君） 税務課です。

まず、13ページの個人市民税の所得割の増額です。これに関しましては昨年よりもかなり伸びておりますが、1つここで注意していただきたいのは、昨年は調定額の最終は特別減税を引い

た後でやっていますので、その分かなり割り引いて上がったというのを考えておいていただきたいなということがございます。

ただ、それを除きましても、過去の個人住民税の決算額の推移を見ますと、コロナの影響があった年以外は上がっているような状況になっております。僅かではありますが、令和3年以降少しずつ上がったような状態でございます。先ほど特別減税があったので外していただきたいんですけども、それが今後続くかというお話ですけども、この原因は、やはり給与所得者の所得の増が響いていると分析しております。

今後、この税収の上がりが見込めるかということなんですけれども、1つは、この水準を維持できるかというのは社会的な問題ですので、なかなか分かりません。その中で、議員が言われた所得控除、確かに令和8年度からは、これは住民税なんですけれども、2つございます。1つは、所得給与控除、給与を粗収から所得に換算するところ、そこの一番下の部分ですけども、そこが10万円ほど下がる。あるいは、特別親族控除といたしまして、大学生ぐらいの扶養の方たちは所得控除を、所得の上限を超えれば扶養は、今までは単純にゼロを切っていたんですけども、所得段階に応じて控除が残っていくという形です。

ただ、これに関しましては、今までは扶養ができなかった人が、そのぎりぎりの線で扶養がどれだけいるのかが見込めませんので、算定はなかなかし難いんですが、この2つとも影響は限定的だと考えております。

12ページについては以上です。

続きまして、13ページの固定資産、これは中を見ていただきますと、土地、家屋、償却資産と分かれております。今回、土地が上がった一番の原因は、実は個人か法人かということ、法人になります。というのが、これは鷹取工業団地が影響しておりまして、鷹取工業団地を造成する場合は名義は県になりますので、非課税でございます。そして、取得と建設が始まりましたらば、そこで初めて名義が企業の方に移って課税すると。今回この額の増額の一番大きな原因は、鷹取工業団地がデリバリーされてきたということの原因だと考えております。

それに関連しまして、家屋、これが下がっているんですけども、家屋が下がっているのは、平均して予測を立てていたんですけども、今年度については、新築については見込みとはそうずれていなかったんですけども、解家軒数が見込みよりも多かったということが原因です。この解家軒数が多かったのが除却となり、除却となったまま更地で、いわゆる小規模特例が外れたものかといいますと、そこまでは言い切れないと思っています。というのが、特定危険家屋で除却する分というのは実際まだ1件ですし、そういうことでどんどん更地になっているわけではございませんし、除却した家屋も建て替えが多いです。建て替えというのは、間を開けずに建て替えをすれば、この小規模特例は維持されたままになりますので、除却がどんどん増えて更地が増

えて、この土地が逆に上がっているというところまでは見通せないと思っております。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） ありがとうございます。ちょっと細かいところまでは記憶がない。後でまた記録を確認していきたいと思います。

いずれにしても、個人の市民税層のところは、ある意味では限定的だということですね。そういった視点でまた予算の推移を見ていきたいというふうに思っています。

それから、もう一つ確認したいところがあります。27ページです。

よく分からないので教えていただきたいんです。市債の発行、起債をこういう形で行うという歳入の予算でありますけれども、これが何ページだったかな、何かに細かく載っていたと思うんですよね。9ページにその内訳というか、載っているんです。これとこれは当然合っているわけですね。

ただ、55ページの調書を見たときに、こういう内容と違って、3つに絞られていると。7,440万円の起債を予定するわけですが、これが3つの事業にしか集約されていないということに気づきまして、これはどういうことなのかな。

何を言いたいかといいますと、いろいろ毎議会、補正でとか起債の変更等があるんですけども、調書のところは起債の残高がどうなっているかという推移を見ていくという意味では重要な資料になるわけですが、単にその中にこういった、例えば消防費、消防債とかあるんですけども、これも実は一般単独事業債の中に含まれているんですね。なので、分かりづらいなと思ったんですね。要は起債残高を確認するときは、その細目を言わないとなかなか見れないなと思ったので、これはどういうことなのかということだけ簡単に説明いただければと思っています。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 高瀬課長。

○財政課長（高瀬 将嗣君） 予算書の表記の方法について御質問をいただきました。

起債に関するところでございますが、予算書の55ページの地方債の補正及び当該年度末現在高見込額調書でございますが、こちらの区分につきましては、国のほうが地方債計画で定めております区分に基づいて策定をしておりますところでございます。したがって、予算の費目の27ページで説明欄に書いております個別の記載の名称ごとに照らし合わせていったときに、少し分かりづらいような表記になっているかと思っております。

この予算について説明をさせていただきますと、27ページですが、土木債の中の2つ目で過疎対策事業債ということで1,000万円ございますけれども、こちらは55ページの国が定めておる区分の中でも過疎対策事業債というふうなところがありますので、これはそのまま

当てはまるような形になります。

それから、27ページに戻りまして、8目の災害復旧債、こちらは3つ合わせまして1,540万円、今回計上させていただいておりますけれども、こちらも55ページのほうに移りますと、上から4行目の災害復旧事業債ということで1,540万円が計上されております。

27ページになりますけれども、それ以外の起債につきましては、区分としては、55ページでいう一般単独事業債に全て含まれるような形になりますので、そのような国の地方債の区分に応じたところで55ページのほうは振り分けをさせていただいておりますので、そういったところで御理解をいただきたいと思っております。

また不明な点があれば、個別に詳しくお尋ねいただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 岩淵議員、3回目。

○議員（9番 岩淵 和明君） ということは、27ページのところに書いてある累計のところは事務局が持っていらっしゃるということですよ。そういうふうに理解する、累計というか、予算書にはそのページが出てくるわけですけれども、今まで、例えば消防だとかで消防防災・減災ということでやっている部分があったり、でも、調書では一般になっていたりしているので、ここがよく分かりづらいので、逆に言うと27ページのリストが事務局のところは持っていらっしゃるということで理解すればよろしいですね。何かあったときには聞けばいいということですね。それはそういうことで理解しました。

それからもう一つは、21ページのところですが、1款の総務費、さっき説明の中で、全部は当然書き切れないんですけれども、税務課のところから説明があった、いわゆる定額減税の分の残金の返還金を使って、さらに必要な費用を相殺した上で、たしかあそこは9,296万4,000円、3款1項12目はそういうふうになっていますけれども、ここに、国へ返す分は7,597万円ですので、1,699万円ぐらいは地方債臨時交付金ということで使うということの理解でよろしいんですよ。

実はこのやり方というのは結構、今給付だとかなんとかって、返還金があって、このやり取りがあって、そういう形でやっていると思うので、何か分かるような方法はないのかなというのが、さらに説明でも大変だなと思いながら書き留めなかったんですけど、何かいい表し方はできないのかなと思ったところでした。その辺、個別に聞くことも可能なんですけど、皆さんの理解をいただくためにも、ぜひ何か工夫できたらありがたいなというふうに思ったところです。これはそういう意味で要望です。回答があればお願いします。

○議長（江藤 芳光君） 岩淵議員、これは総務のほうに……

○議員（9番 岩淵 和明君） それでもいいですよ。

○議長（江藤 芳光君） 財政が入りますからね。今の質問を全部聞いておりましたけど、もう付託の中でしっかり聞いてください。

○議員（9番 岩淵 和明君） 皆さんにも分かっていただきたかったということもあって発言させていただきました。

○議長（江藤 芳光君） それを冒頭に言ったら分かりやすい。

○議員（9番 岩淵 和明君） すみません。

○議長（江藤 芳光君） だから、一応要望ということですから。そこでしっかり説明をお願いします。

ほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） それでは、質疑なしと認めます。これで公債費、歳入の質疑を終わります。これで議案第82号の質疑を終わります。

日程第2. 議案の委員会付託

○議長（江藤 芳光君） 日程第2に入ります。議案の委員会付託を議題といたします。

議案の委員会付託につきましてはタブレットに掲載しております議案の委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案は掲載しております議案の委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決しました。

○議長（江藤 芳光君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。

○事務局長（岡村 順子君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午前11時47分散会
